

マイナンバーカード 健康保険証としての 利用手続き

2021年3月(予定)から
防衛省共済組合員証及び防衛省共済組
合被保険者証として利用できます。

マイナンバー
カード

防衛省共済組合
組合員証
(健康保険証)

【健康保険証としての利用手続き】

(引用リンク先: マイナポータル※1)

健康保険証として
利用申し込み



リンク
ページ

【マイナンバーカード取得手続き】

(引用リンク先: マイナポイント事務局ホームページ※2)

マイナンバーカード
まだ取得されていない方へ



リンク
ページ

【健康保険証としての利用の利点】

(引用資料: マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります
～病院・歯科医院・薬局で利用可能～, 2020年12月, 厚生労働省※3)

- マイナンバーカードにより過去に処方された薬などの情報を医師や薬剤師に共有できます。
- 転勤(異動)後の健康保険証発行を待たなくても健康保険が使えます。
- いつ・どこの病院でどんな薬を処方されたかを閲覧できます。

詳細資料はこちらから



リンク
ページ

【マイナンバーカード解説動画】

(引用リンク先: 内閣府マイナンバー(社会保障・税番号制度)※4)

YouTube 動画

マイナちゃん・平井大臣がマイ
ナンバーカードについて解説
してみた



リンク
ページ

【引用リンク先】

- ※1. https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form
(2021年1月15日に利用)
- ※2. <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/>
(2021年1月15日に利用)
- ※3. <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>
(2021年1月15日に利用)
- ※4. <https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>
(2021年1月15日に利用)